

飯綱町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 5 日

飯綱町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない重要な業務として、明確に位置づけられた。飯綱町においては、広範囲な中山間地域であるため、地域によって農地の利用状況や営農類型が大きく異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、野生鳥獣等による農作物への被害も多く、狭小、傾斜等条件不利な農地は、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。

地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう飯綱町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

第 2 目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	2, 1 0 8 ha	1 4 2 ha	6.74%
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	2, 0 8 3 ha	1 1 2 ha	5.38%
目 標 (平成 35 年 3 月)	2, 0 7 0 ha	1 0 0 ha	4.83%

(2) 遊休農地の発生防止・解消への推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員による農地の利用状況調査（以下農地パトロール）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 28 年 5 月 25 日付け 28 経営第 509 号）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	2, 1 0 8 ha	3 8 4 ha	18.22%
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	2, 0 8 3 ha	5 0 4 ha	24.20%
目 標 (平成 35 年 3 月)	2, 0 7 0 ha	5 8 4 ha	28.21%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

① 地域における農業者等の話し合いについて

- 1) 農業委員及び推進委員は「人・農地プラン」の検討メンバーとして話し合いに積極的に参画し、地域農業が抱える諸問題の解決等に主体的に取り組む。この取り組みをとおして一人一筆運動（各委員が一年間に一筆以上の農地集積・集約化）に取り組む。
- 2) 特に担い手への農地の利用集積・集約化を促進しようとする地区がある場合は、重点地区として設定し、集中的に活動する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、県、町、農地中間管理機構と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付け

を希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農業者等の農地、
 (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討する
 など、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担
 い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進す
 る。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない
 地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた
 取り組みを推進する。

3. 新規参入者の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 30 年 3 月)	1 人 (1.4ha)	0 法人 (0.0ha)
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	10 人 (13.4ha)	1 法人 (2.0ha)
目 標 (平成 35 年 3 月)	16 人 (21.4ha)	2 法人 (4.0ha)

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

①関係機関との連携

県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意
 向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や
 相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加・活用

市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努
 め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企
 業の参入の推進を図る。